

## 身体障害者手帳のカード様式を導入

～10月から申請受付を開始～

平成31年（2019年）4月に身体障害者福祉法施行規則が改正され、身体障害者手帳の交付様式について、既存の紙様式に加え、カード様式も選択可能となりました。本市では、市民の皆さんの利便性の向上等を目的として、身体障害者手帳のカード様式を導入します。詳細については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 カード様式の特徴

- (1) プラスチック製で、サイズは運転免許証と同様のサイズ（85.6mm×53.98mm）
- (2) 障害名は裏面に掲載し、手帳所持者のプライバシーに配慮

【参考画像】（画像はイメージ。実際のデザインとは異なる場合があります。）

<b>見 本</b>	<b>身体障害者手帳</b>
	八王子市 第1234567号 交付日 平成31年04月30日 再交付日 令和02年10月01日 氏名 八王子 花子 生年月日 平成20年04月01日 住所 八王子市元本郷町3丁目24番1号
保護者氏名 八王子 太郎 住所 八王子市元本郷町3丁目24番1号	続柄 父
身体障害程度等級 1級 旅客鉄道株式会社 第1種 旅客運賃減額	八王子市印

障害名・備考 氏名：八王子 花子  
先天性疾患による下肢機能障害【両下肢機能全廃】（1級）（再認定年月）令和05年04月 慢性腎不全による腎臓機能障害（腎臓移植後）（1級）

注）住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。

※レーザーマーキング方式のため、顔写真は白黒印刷

#### 2 申請受付開始日 10月1日

#### 3 カード様式のメリット・デメリット

メリット：持ち運びしやすく、プラスチック製のため耐久性に優れている。

レーザーマーキング方式による印刷のため、摩耗しにくい。

デメリット：従来の紙様式に比べて追加記入欄に限りがある。